

# 介護休業手当金が変更になりました

- 支給期間および請求要件
- 支給対象となる要介護家族の要件
- 給付上限相当額

## 変更① 支給期間および請求要件が変更になりました。

介護休業手当金の支給期間及び請求要件が次のとおり変更されました。

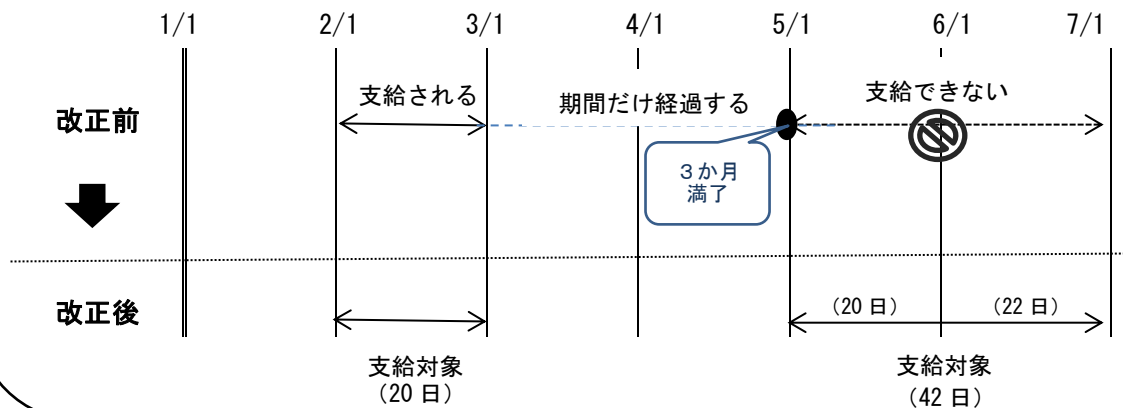
平成 29 年 1 月 1 日から適用されます。

	改正前	改正後
支給期間	介護休業の開始の日から起算して3月を超えない期間とする。	介護休業の日数を通算して66日を超えないものとする。
請求要件	介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業の承認を受けるときに、 <u>2週間以上の期間について一括して請求した組合員</u> に対して支給する。	介護休暇の初回請求期間は問わない。

### 【支給期間の例】

例) 1回目を平成 29 年 2 月 1 日～2 月 28 日、2 回目を平成 29 年 5 月 1 日～6 月 30 日に取得した場合 ※土日・祝日を除いた日は全て介護休暇(日単位)を取得したとする。

平成 29 年



### 【経過措置について】

対象者 平成 28 年 10 月 2 日～平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日の間に介護休暇を初期取得した組合員

- 初めて介護休暇の承認を受けるときに、2週間以上の期間を一括して請求した組合員

- (1) 介護休暇を開始した日が平成 28 年 10 月 2 日以降の組合員に係る改正後の介護休業手当金については、最長 66 日まで支給する。  
 ⇒10 月から 12 月までの支給日数(週休日・祝日・年末年始以外の日)を 66 日から引いた日数(最長)について請求できます【例 B・C】。
- (2) 平成 28 年 10 月 1 日以前に開始された介護休暇に係る介護休業手当金については、従前のとおりです【例 A】。

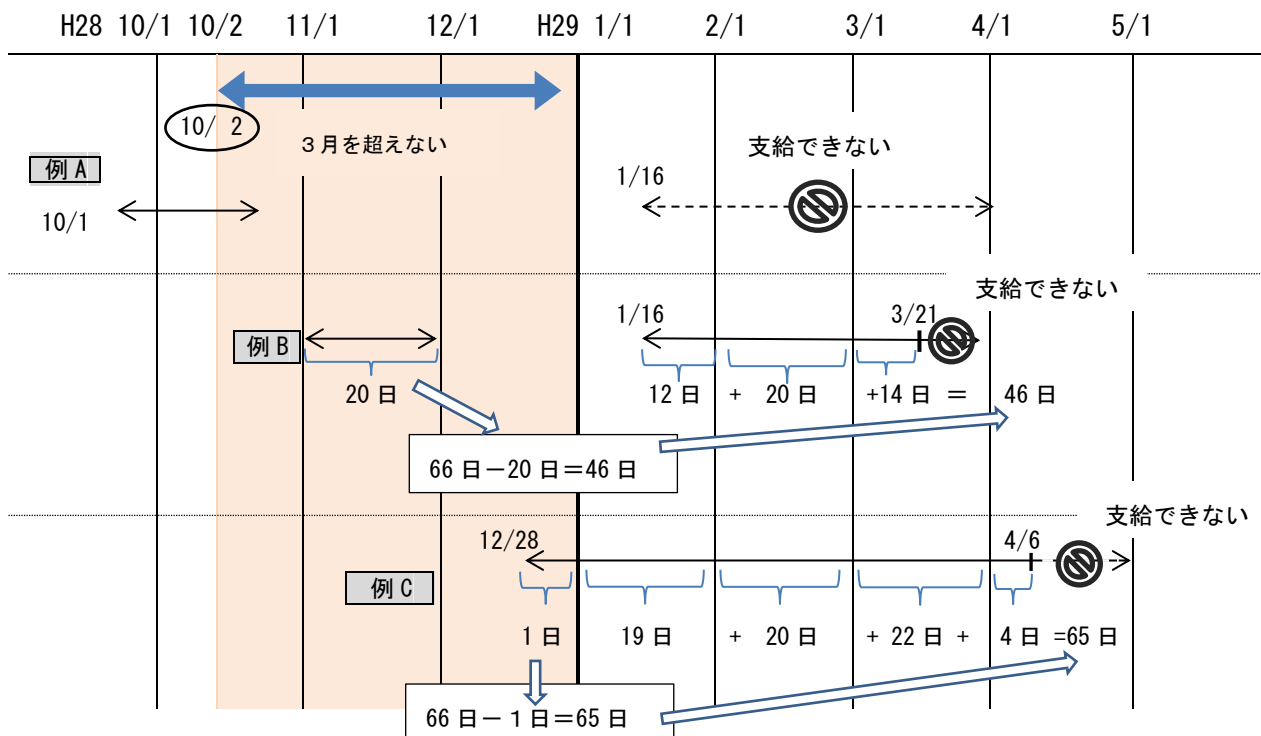
●初めて介護休暇の承認を受けるときに、2 週間未満の期間を請求した組合員

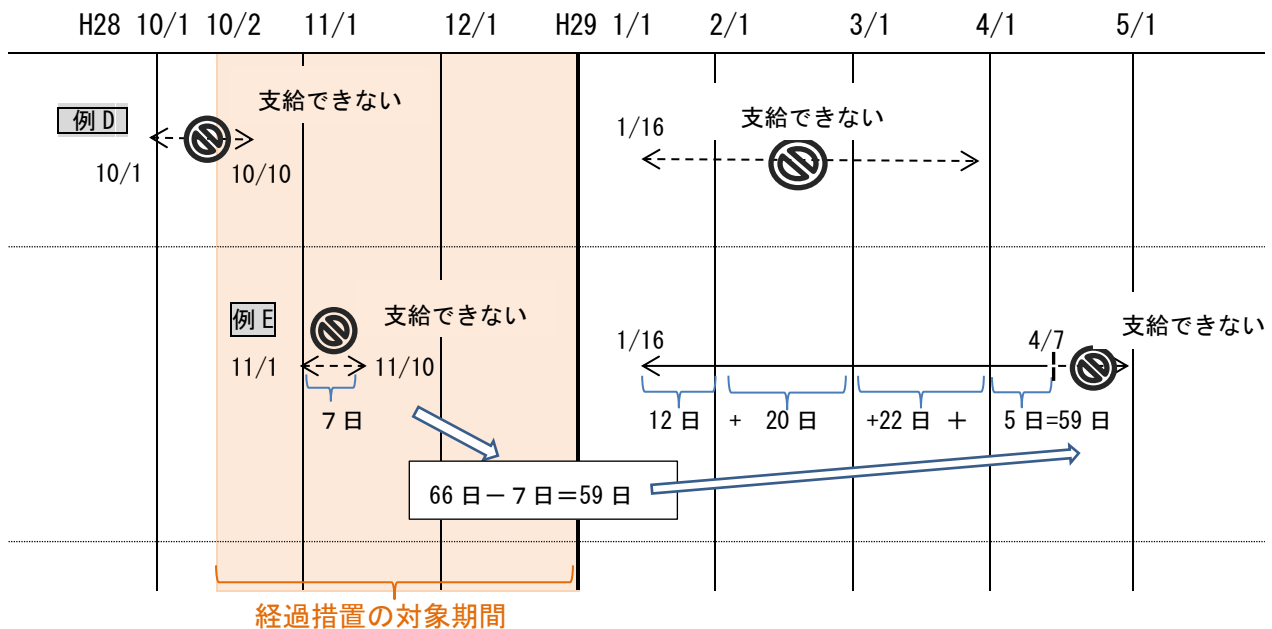
- (3) 平成 28 年 10 月 2 日から施行日(平成 29 年 1 月 1 日)の前日までに 2 週間未満の介護休暇を取得した組合員が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、介護を必要とする一の継続する状態について介護休暇を再取得した場合、その再取得の期間については介護休業手当金を支給します。施行日以前の休暇については、支給対象外となりますが、施行日以後の再取得期間の給付日数を算出する際に控除日数(週休日・祝日・年末年始以外の日)として取り扱います【例 D・E】。

- 【例 A】 平成 28 年 10 月 1 日～31 日に介護休暇を取得し、かつ、同一人の継続する介護について、平成 29 年 1 月 16 日～3 月 31 日まで再取得した場合
- 【例 B】 平成 28 年 11 月 1 日～30 日に介護休暇を取得し、かつ、同一人の継続する介護について、平成 29 年 1 月 16 日～3 月 31 日まで再取得した場合
- 【例 C】 平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 4 月 30 日まで介護休暇を取得した場合
- 【例 D】 平成 28 年 10 月 1 日～10 日に介護休暇を取得し、かつ、同一人の継続する介護について、平成 29 年 1 月 16 日～3 月 31 日まで再取得した場合
- 【例 E】 平成 28 年 11 月 1 日～10 日に介護休暇を取得し、かつ、同一人の継続する介護について、平成 29 年 1 月 16 日～4 月 30 日まで再取得した場合

※介護休暇が実際にどれくらいの期間取得できるかは、各条例によります。

※土日・祝日・年末年始以外の日は全て介護休暇(日単位)を取得しているものとして説明しています。





## 変更② 支給対象となる要介護家族の要件が変更になりました。

祖父母、孫、兄弟姉妹については、次のとおり同居要件が不要となりました。

平成29年1月1日から適用されます。

	改正前	改正後
要介護家族の要件	祖父母、孫、兄弟姉妹の同居要件あり	祖父母、孫、兄弟姉妹の同居要件なし

## 変更③ 給付日額の上限額が変更になりました。

平成28年8月1日以後に開始した介護休暇に係る介護休業手当金について、給付上限相当額が変更しました。

平成28年8月1日に遡って適用されます。

	変更前	変更後
給付率67%の場合 (休業開始日がH28.8.1以降)	12,927円	14,207円

## 注意点

- (1) 支給期間が最長66日に変更したことにより、未請求期間がある場合は、給付金請求書の提出をお願いします。
- (2) 介護休業手当金の支給は1日を単位として支給するものであるため、時間単位で介護休暇を取得した日については従前のおり支給対象外となります。
- (3) 短期給付の時効は2年間となっています。

お問い合わせ：短期給付係（082）513-4957